

直接支払制度や受取代理制度を利用しなかった場合、または海外で出産した場合は「出産育児一時金申請書」に下記の書類を添付して事業所経由で当健保にご提出ください。

【添付書類】

(1) 医療機関等と取り交わした合意文書の写し

(直接支払制度にかかる代理契約を医療機関等と締結していない旨および申請先となる当組合名が記載されているもの)

(2) 出産費用の領収・明細書の写し

(直接支払制度にかかる代理契約を医療機関等と締結していない旨が記載されているもの、および産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、『産科医療補償制度対象分娩です』の文言が印字等により明記されたもの)

◆海外出産の場合は、以下の書類も必要になります

- ・ 海外出産を行った医療機関等が発行する書類（出産証明書、領収書等）
およびこれらの書類の日本語翻訳
- ・ 海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート等）の写し
- ・ 海外の医療機関等に対して出産の事実、内容等の照会を行うことの同意書